

地域脱炭素化促進事業の取組拡大に向けて ~地域と共生する再エネ事業への優遇措置のご案内~

2050年カーボンニュートラルを達成するためには、地域の脱炭素化の取組が欠かせません。そのためには、地域資源である再エネの活用が必要であり、あわせて地域経済の活性化や災害に強い地域づくり等、社会課題の解決に貢献する再エネ事業とすることが重要です。環境省は、地域における合意形成が図られ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネ導入を推進するべく地域脱炭素化促進事業制度を創設しました。



促進区域内で実施する再エネ事業への各種優遇措置を紹介します

本パンフレットでは、地域脱炭素化促進事業制度に基づき、市町村が定めた促進区域内で実施する 再生可能エネルギー事業に適用可能な関係省庁の優遇措置を紹介しています。







促進区域内で実施する再エネ事業への優遇措置



事業者向け



環境省補助事業における 優遇措置

各種補助事業で、 優先採択・加点対象に

環境省補助事業の種類によっては、地球温暖化対策推進法に 基づき市町村が定める促進区域内で実施する事業に対して、 審査における優先採択や加点措置の対象となる優遇措置を 設けています。

(例)「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共 施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」、 「民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促 進事業」等。

【優遇措置の対象となる事業について】

環境省ウェブページ「地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト」にて 優遇措置の対象となる事業を紹介しています。



FIT・FIP制度での優遇措置 【経済産業省】

入札保証金の免除や地域活用 要件の確認手段として活用

再エネ特措法に基づく支援においても、促進区域内に おける認定事業と連携し、以下の優遇措置を設けています。



入札保証金の免除

→ 地域活用要件の確認手段としての活用 (太陽光発電以外)

【FIT・FIP制度とは】

FIT制度は再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で 一定期間買い取ることを国が約束する制度です。経済産業大臣は、国民負担の 軽減を図る上で有効と認めるときには、調達価格について入札を行うことが できます。2022年度からは市場連動型のFIP制度も導入されています。



ふるさと融資

(地域総合整備資金貸付)での優遇措置 【絵務省】

融資限度額の 引き上げ等の措置

ふるさと融資では、令和4年4月から、脱炭素関連事業に係る 特例措置として、市町村が認定する「地域脱炭素化促進 事業」および株式会社脱炭素化支援機構が出資等を行う 民間事業者の事業について、以下の優遇措置を設けています。



📝 最も高い融資比率及び 融資限度額へ引き上げ

雇用要件の緩和

【ふるさと融資とは】

地域総合整備資金貸付の略称で、地域振興に資する民間投資を支援する ために都道府県、または市町村が長期の無利子資金を融資する制度です。



地域未来投資促進法での優遇措置 【経済産業省】

事業計画作成・申請時の 手続きの簡素化が可能に

「地域未来投資促進法」では、市町村・都道府県が作成した 「基本計画」に基づき事業者が作成する「地域経済牽引事業 計画」を、都道府県知事が承認します。事業者は、この「地域 経済牽引事業計画」の作成・申請において、「地域脱炭素 化促進事業計画」と重複する部分の記載を省略することが できます。



【地域未来投資促進法とは】

地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当 の経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的とする 法律です。「地域経済牽引事業」を行う際、予算、税制、金融、規制緩和等の 支援措置を受けることができます。

地方公共団体向け



脱炭素先行地域選定における 評価事項

脱炭素先行地域選定において ♥ 促進区域設定により評価加点。

脱炭素先行地域の選定において、促進区域が設定され、 新たな再エネ設備導入に関して周辺住民等との合意形成の 見通しがあると判断できる場合、評価の加点要素とします。



【脱炭素先行地域とは】

2030年度までに、民生部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、 その他の温室効果ガス排出削減についても国全体の2030年度目標と整合する 削減を地域特性に応じて実現する地域。選定された場合には、地域脱炭素 移行・再エネ推進交付金 (脱炭素先行地域づくり事業) の交付対象となります。



地域脱炭素移行•再工ネ推進 交付金における優遇措置

重点対策加速化事業における》 交付限度額の引き上げ

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち、重点対策加速化 事業における各市区町村の交付限度額の上限額は、基本的 に15億円となります。促進区域など地球温暖化対策推進法 第21条第5号各号の内容を全て定めた地方公共団体実行 計画を策定する場合、その記載内容に適合した再エネ設備の 導入に必要な交付額の分、上限額を引上げることができます (最大20億円まで)。

【重点対策加速化事業とは】

2030年度排出削減目標達成などのために全国的な再エネ導入などの底上げを 図るため、地域共生再エネなどの導入や住宅の省エネ性能の向上など、脱炭素の 基盤となる重点対策の複合実施などについて、民間と共同して意欲的に脱炭素に 取り組む地方公共団体を複数年度にわたり包括的に支援するものです。



デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生推進タイプ)における優遇措置 【内閣府】

申請事業数の上限を超える 申請が可能に

地域再生計画及び地域脱炭素に係る計画(地方公共団体 実行計画または脱炭素先行地域計画) に、再エネの導入に 係る取組と併せて実施する地方創生の取組が明記されて いる場合に、デジタル田園都市国家構想交付金の通常の 上限申請を超えて申請できる弾力措置が適用されます。



デジタル田園都市国家構想交付金 (地方創生推進タイプ)とは

デジタルの活用等による地方創生に資する取組であり、自立性、官民協働、 地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する 取組等を支援します。



事業者向け・地方公共団体向け 各優遇措置に関する情報はこちらをチェック

地方公共団体実行計画策定・実施支援サイト

https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/re_energy.html







地域脱炭素化促進事業制度とは

地球温暖化対策推進法に基づき、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の 再エネ事業を推進する地域脱炭素化促進事業制度が施行されました。国や都道府県が定める環境配慮の基準に基づき、 市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの地方公共団体実行計画に位置づけ、 適合する事業計画を認定する仕組みです。

制度全体のイメージ

事業者:事業計画の作成

再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。

●協議会における合意形成を図りつつ、

●市町村の計画に適合するよう

国 : 促進区域に係る全国一律の環境配慮基準の策定

情報の重ね合わせと議論

都道府県 : 促進区域に係る地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準の策定

個別法令に基づく事業計画の確認



市町村:促進区域等の策定

住民や事業者等が参加する協議会を活用し、

- ●再エネ事業に関する促進区域や、
- ●再エネ事業に求める。

地域白らが議論

- ・地域の環境保全のための取組
- ・地域の経済・社会の発展に資する取組を 自らの計画に位置づける。

※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める

地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、

事業者は、

環境保全等に関する情報



事業の予見可能性が向上。 協議会の活用等により、合意形成がスムーズに

市町村は、事業計画の申請を受け、

- ●事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
- ●市町村の計画に適合する。環境に適正に配慮し 地域に貢献する再エネ事業計画を認定。

※国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可、手続 き等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定 事業は当該許可手続き等が不要に(ワンストップ化の特例) ※都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定 事業は、アヤス法の配慮書手続きが不要に。







地域に役立つ再エネ事業を誘致

制度活用のメリット

地方公共団体と地域におけるメリット

関係者・関係機関との合意形成

₩ 協議会等を活用しステークホルダー(関係者・関係機関)と の円滑な合意形成が促されます。

地域経済・社会への貢献

▼ 事業計画の認定要件として地域の経済及び社会の持続的 発展に資する取組を定めることにより、事業者に対して地元雇用 や災害時対応等、地域貢献策を求めることが可能です。

地域環境・資源の保全

- 個別の事業計画の立案に先立ち、再エネ導入が望ましいエリ アを明確に示すことで、環境に配慮した立地誘導が可能です。
- 事業計画の認定要件として地域の環境の保全のための取組 を定めることにより、個別事業に係る適正な環境配慮を確保 することが可能です。

環境保全の意思表示

✔ 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共 団体としてアピールすることが可能です。

事業者におけるメリット

ワンストップ化の特例

▼本来は事業者自らが行うべき法令 等に関する許可申請手続をワン ストップ化して市町村が代わりに 行うことにより、事業者の事務負担 軽減が図られます。

環境影響評価法に係る特例

▼ 都道府県基準が定められた区域においては、 環境影響評価法に基づく事業計画の早期 立案段階において計画段階環境配慮事項に ついて検討する手続(配慮書手続)が適用され ないことによる迅速化・省力化が図られます。

事業の予見可能性の向上

● 事業の候補地や配慮・調整が必要な 課題の見える化がなされ、実施する 事業の予見可能性が高まります。

